

第90号議案

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月1日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成21年豊川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>豊川市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条_____の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止及び<u>建築の制限の緩和</u>に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の規定は、市長が都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により告示する<u>次に掲げる東三河都市計画特別用途地区の区域内</u>において適用する。</p> <p>(1) <u>大規模集客施設制限地区</u></p> <p>(2) <u>スポーツ・レクリエーション地区（豊川公園地区）</u></p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 <u>大規模集客施設制限地区内</u>においては、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止_____に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の規定は、市長が都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により告示する_____東三河都市計画特別用途地区の区域内において適用する。</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 _____劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗</p>

、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物は、建築してはならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条（略）

（建築物の用途の制限の緩和）

第6条 スポーツ・レクリエーション地区（豊川公園地区）内においては、法第48条第6項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

（1）都市公園法（昭和31年法律第79号）

第2条第2項第5号に規定する運動施設に附属する観覧場

（2）自動車車庫

（公益上必要な建築物の特例）

第7条（略）

（委任）

第8条（略）

（罰則）

第9条（略）

第10条（略）

、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物は、建築してはならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条（略）

（公益上必要な建築物の特例）

第6条（略）

（委任）

第7条（略）

（罰則）

第8条（略）

第9条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特別用途地区としてスポーツ・レクリエーション地区（豊川公園地区）を新たに指定するに当たり、当該地区における建築物の建築の制限を緩和する必要があるからである。